

大垣市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、令和2年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例等を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するもの。

1 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長

【附則第6条第1項】

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和6年度までとするもの。

② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長

【附則第23条の2第1、2項】

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和5年度までとするもの。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

① 固定資産税の課題への対応

【第36条第5項、第55条の5、第56条】

1) 現所有者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現所有者に対して、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、住所、氏名等必要な事項を申告させることができることとし、固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設けるもの。

2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、事前に使用者に通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするもの。

② わがまち特例について（主な項目）

【附則第8条の2】

1) 再生可能エネルギー発電設備（水力発電）に対する特例措置の見直し

次の見直しを行った上で、適用期限を2年延長（令和2年4月1日～令和4年3月31日に取得した設備）するもの。

改正案	現 行
<対象出力> 5,000kw以上 <特例割合> 3/4 （参酌：3/4 7/12～11/12） <特例期間> 最初の3年度分	<対象出力> 5,000kw以上 <特例割合> 2/3 （参酌：2/3 1/2～5/6） <特例期間> 最初の3年度分

(3) その他

地方税法等及び市税条例の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日